

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 六 號 第 四 十 二 卷

昭和十一年六月一日發行

論 叢

資産者と課税……………法學博士 神戸正雄

フィシヤア利子論の分析……………文學博士 高田保馬

現代の「生の哲學」としての經濟哲學……………經濟學博士 石川興二

時 論

大都市における商店街の構成……………經濟學博士 谷口吉彦

研 究

私設工場委員會と企業……………經濟學士 大塚一朗

節約投資の均衡と中立貨幣……………經濟學士 中谷實

再保険料率に關する一研究……………經濟學士 佐波宣平

パレトの生産均衡論……………經濟學士 青山秀夫

說 苑

シニタインの政治經濟學批判について……………經濟學士 島 恭彦

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第四十二卷總目錄

(禁 轉 載)

再保險料率に關する一研究

佐 波 宣 平

私はさき¹⁾に再保險が元受保險に比べて如何に高い損害率を有するかについて考察したのであるが、いふまでもなく、たゞ損害率が高いといふだけでは、再保險が再保險者にとつて元受保險が元受保險者にとつてよりも収益率が少いとは決定され得ない。何故かなれば、一般に、保險者は高い損害率をもつリスクに對してそれに相應する高率の保險料さへ適用すれば、他の條件にして同一なる限り、收支の上では少しも影響を受けるところがないからである。そこで、さきに損害率について元受保險と再保險との比較研究をなしたる私は、次に、當然に、保險料率について同じ方法によつて、これを更に、保險料率と損害率との關係を見ることによつて、再保險が再保險者にとつて——元受保險が元受保險者にとつてと比べて——如何なる程度の収益率を有するかについて考察しなければならぬ。

一、再保險料率について

さきに考察したる如く、再保險は元受保險に比べて損害率が著しく高い。しからば、一般に損

1) 拙稿、再保險の損害率について、本誌第四十二卷第四號。

第一表 保険料率 (その一)

(千分比)

年次	損害保険全般		火災保険		海上保険	
	元受保険	再保険	元受保険	再保険	元受保険	再保険
大正 9	11.534	13.012	6.398	5.841	61.775	43.314
10	8.566	11.661	5.820	6.596	44.998	39.987
11	7.971	10.141	5.535	6.012	37.183	32.251
13	7.144	8.199	5.574	5.629	40.712	33.394
14	6.783	7.926	5.473	5.839	32.905	28.484
昭和 1	6.716	7.848	5.502	5.742	27.353	29.111
2	6.570	7.563	5.389	5.609	24.529	26.517
3	6.585	7.675	5.322	5.579	23.291	25.967
4	6.396	7.528	5.109	5.383	22.251	26.789
5	6.049	7.540	4.859	5.401	21.238	27.704
6	6.959	7.050	4.949	5.067	18.257	22.720
7	5.744	6.922	4.769	4.994	16.478	23.600
8	5.946	6.541	4.454	4.732	17.315	22.704
平均	7.074	8.431	5.319	5.571	29.868	29.426
割合%	100.00	119.18	100.00	104.74	100.00	98.52

再保険料率に関する一研究
 第四十二卷 一〇八〇 第六號 一一八

害率の大きさに正比例して定まるべき保険料率は元受保険と再保険とに於て如何なる割合を示してゐるであらうか。先づ、これについて研究しやう。

損害率との關聯に於て保険料率を見やうとする場合には、正確には純保険料率についてなすべきである。併し、純保険料なるものは一般に對して發表せらるゝところでない。それ故に、こゝでは、先づ、純保険料に附加保険料を加へたる謂はゆる營業保険料の料率について元受保険と再保険との比較をする。上に掲ぐる第一表は損害保険全般並びに損害保険の二大主要部門たる火災・海上保険に於ける元受保険・再保険の營業保険料率を示す。

備考 (一)、この表に於ける數字は營業保險料率を示すが、それは収入保險料に對する保險契約高の比率を表はす。この場合、収入保險料は各保險會社が元受保險または

2) 正確には純保險料率である。

再保險について收入したるグロス保險料の年合計額であり、保險契約高は當該年度末に於ける各保險會社の元受保有または再保險してゐる保險契約高である。従つて、これら兩者の比率はそのまゝでは正確に營業保險料率を示し得ない。蓋し、收入保險料は大體に於て當該年度に於ける契約締結高によつて決定されるのに、これを採らずして、年度末といふ一定時點に於ける保險契約在高を採つてゐるからである。従つて、このために起る不正確さは、保險契約期間が短いかまたは保險事故の類發する保險物件を取扱ふ保險部門ほど甚だしいといふべきである。この表に於て、海上保險の保險料率¹⁾が他の部門のそれより特に大きいのは主としてこれに依存する。併し、吾々は統計材料の關係上年度末の保險契約在高よりほかには知るところを得ないのである。そこで、その一々については不正確を免れ得ないのであるが、かくせざるを得なかつた。併し、吾々の當面の研究にとつてはかやうな事情より生ずる不正確さは全く問題とならない。何故かなれば、この不正確は元受保險にも再保險にもともに存在するをもつて、この稿の如く、兩者の比較をなすことをもつて研究方法とする場合には、この不正確が完全に消去されることとなるからである。

(二)、こゝで收入保險料といつたけれども、再保險料については各保險會社はこれを損益計算書の支出の部に掲げこれを支出として取扱つてゐる。それは各保險會社が元受保險會社の立場に立つて損益計算書を作成してゐるからである。

(三)、何故に大正九年より最近までについて調査した大正十二年を取除いてゐるかはさきの研究について述べたところと同一である。

(四)、この表並びに以下に掲ぐる統計表は商工省保險局編纂の「保險年鑑」に於ける統計に基いて筆者によつて作成せられたものである。

(五)、こゝに、私が「保險年鑑」に掲ぐる統計表より如何にして元受保險關係の項目と再保險關係の項目とを分離したかについて一應説明して置かなければならない。「保險年鑑」は再保險については謂はゆる賣再保險關係の數字を特に掲げてゐる。だから、吾々はこれによつて再保險關係の諸項目、例へば、再保險契約額・再保險料・再保險金等の數字を知ることが出来る。併し、元受保險については、特に元受保險のみに關する項目並びに數字を掲げてゐない。だから、元受保險については保險年鑑より直ちにこれを知ることが出来ない。即ち、保險年鑑は常に「純元受保險と買再保」とを合計したる數字を掲げてゐるのみである。そこで、私は、この「純元受保險と買再保」との合計項目より別項目の「賣再保」を控除することによつて、純元受保險關係の諸項目、例へば、元受保險契約額・元受保險料・元受保險金等を算出したのである。この算式は、勿

3) 拙稿、再保險の損害率について、本誌第四十二卷第四號。

論個々の保險會社については妥當し得ないけれども、こゝで問題としてゐる我が國全體については——これも嚴密には正確ではないが——大體妥當し得る。そこにはいふに足る程の誤謬は見出されない⁴⁾。何となれば、我が國の損害保險に於ては外國市場への賣再保險の諸項目の數字と外國市場よりの買再保險の諸項目の數字とが毎年殆んど同額なるが故である⁵⁾。なほ、この(五)に於ける備考事項はそのまま本誌前々號の抽稿にも當て嵌まるものである。

いま、第一表によつて、再保険料率を元受保険料率と比較して見るに、十三ヶ年平均に於て、損害保險全般にては一一九・一八%、火災保險にては一〇四・七四%、海上保險にては九八・五二%を示してゐる。而して、火災保險の最初の一年と海上保險の最初の五年を除けば他の年はいづれも再保険料率が元受保険料率よりも高いのである。こゝに於て、一見すれば、再保險が損害率に於て元受保険よりも高いのに相應して保険料率が幾らかでも高くなつてゐて可成り合理的であるかのやうに思はれる。併し、吾々は、こゝで右の表に於ける再保険料率について修正を行ひ更にこれを考察しなければならない。

このやうに一國全體の保險市場について見て再保険料率が元受保険料率に比してより高いといふことは、一般に損害率の低いリスクは元受保險にとゞめられて再保險に出されず、損害率の高いリスクのみが再保險に出されるといふ傾向にあるからである。併し、再保險せられる個々の具體的なりリスクについて見るときはどうかといふに、再保険料率が元受保険料率よりも高いといふことは矛盾してゐるやうに思へる。例へば、いま、元受保險者が或る被保險者より一千圓につき三圓の保險料にて引受けたりリスクを他の保險者へ三圓二十錢にて再保險したとすればこの元受保險者は再保險したる額については明かに保險金額一千圓につき二十錢損失するものゝ如くである。従つてかゝることは營利を目的とする保險企業にはあり得ない如くである。併し、それは必ずしもあり得ないわけではない。元受保險料が損害填補金・諸經費等を差引いてなほ右の差額二十錢をカバアするに足るやうに算出されてゐるさへすれば、元受保険料よりも高い再保険料といふことが可能なのである。

4) 5) これについては商工省保險局損害保險課事務官赤澤猪吉氏より得たる私信に據る。

第一表が修正を必要とするといふのは、第一表に於ける再保険料率が名目上の再保険料と再保険契約高との比率であつてそれが實質的な再保険料率を示してゐないといふことである。實際に於ては、一般に（特殊の再保険契約の場合は別であるが）再保険を買入れたる再保険者はそれを賣出したる元受保険者に對して再保険料（即ち名目上の再保険料）から一定の割引をなすのを常としてゐる。何故にかやうにするかといへば、元受保険料のうちには元受保険者に於ける管理費・募集費・集金費・損害清算費（Schadenliquidationskosten）等に相當する額が附加保険料のうちに含まれてゐるが、これらの費用の多くは再保険者には不必要であるため、それに相當する額を再保険者が元受保険者へ拂戻さなければならぬからである。通常この割引料を再保険手数料といつてゐる。そして、これは殆んどすべての再保険について行はれてゐる。だから、實質上の再保険料率を算出しやうとするには、第一表の計算に用ひたる名目上の再保険料よりかやうな再保険手数料を差引きたるものをもつて再保険料となし、これを再保険契約高で除さなければならぬ。

いま右の如き論據に基いて再保険料率を算出しこれを元受保険料率（これは第一表に於けるものと同じ）と比較して見ると次の如くである。

第二表に於ける保険料率は實質上の營業保険料率を示すものであつて、これによれば再保険料率の元受保険料率に對する關係は保險部門によつても時の経過によつても異なるところであつて、一般的に決定的なことをいふを得ないのであるが、いま、十三ヶ年平均について見るならば、損

6) Manes, A., Versicherungswesen, Teil. II. 1931. S. 303; Cruciger, G., Was muss jeder Versicherungsbeamte insbesondere auch der Werbebeamte im Aussendienst von der Rückversicherung wissen? 1929. S. 25-27; Wagner, H., Grundzüge der Rückversicherungstechnik, 1933. S. 31.

第二表 保険料率 (その二)

(千分比)

年次	損害保険全般		火災保険		海上保険		
	元受保険	再保険	元受保険	再保険	元受保険	再保険	
大正	9	11.534	11.896	6.398	4.722	61.775	42.194
	10	8.566	10.409	5.820	5.276	44.998	39.092
	11	7.971	8.813	5.535	4.810	37.183	31.495
	13	7.144	6.996	5.574	4.362	40.712	32.770
	14	6.783	6.601	5.473	4.428	32.905	27.973
昭和	1	6.716	6.488	5.502	4.299	27.353	28.533
	2	6.570	6.219	5.389	4.175	24.529	25.964
	3	6.585	6.336	5.322	4.139	23.291	25.449
	4	6.396	6.219	5.109	3.972	22.251	26.361
	5	6.049	6.173	4.859	3.937	21.238	27.226
	6	5.959	5.765	4.949	3.654	18.257	22.424
	7	5.744	5.669	4.769	3.623	16.478	23.290
	8	5.946	5.349	4.454	3.437	17.315	22.318
平均	7.074	7.149	5.319	4.218	29.868	28.853	
割合	100.00	101.06	100.00	79.30	100.00	96.60	

害保険全般にては前者は後者の一〇一・〇六%、火災保険にては七九・三〇%、海上保険にては九六・六〇%を示して居り、従つて再保険料率は元受保険料率に比べて殆んど同じ高さまたは可成りの低さを持してゐるといふことが出来る。

以上によつて、吾々は、元受保険と再保険とについてその保険料率の高さを知ることを得たのであるが、吾々の研究の目的はこれだけをもつて達せられたのではない。即ち、吾々は、更に、このやうにして得たる

各保険料率をそれぞれの損害率と比較して見ることによつて元受保険との比較に於て再保険またはその収益性を考究しなければならない。蓋し、保険料率は損害率に應じて定められるべきものなるが故である。そこで、第二段の考察として、吾々は次に損害率との關係に於て保険料率を見

なければならぬ。

二、再保険に於ける損害率と保険料率との關係

本來、保險に於ては損害率が高ければ高いほど保險料率が高くあるべきである。^{註1} 換言すれば、損害率と保險料率との比は一定でなければならぬ。併し、この比は、現實には、保險部門により保險者により、また、その他の條件によつて種々異なるものであつて、それに従つて、個々の保險契約または各保險部門の間に於ける損益の相違が起り、これがためにまた、保險者に於ける事業成績の如何が決定されるものである。^{註2} それ故、この研究の如く、再保險と元受保險とをその比が保險者にとつて有利なるか——勿論、元受保險については元受保險者の立場からそれが有利なるや否や、再保險については再保險者の立場からそれが有利なるや否や——を見るに於ては、損害率との比較に於て保險料率を考察しなければならない。

^{註1}、このことは正確には損害率を純保險料率と比較する場合にのみ言ひ得るところであるが、純保險料率は統計資料の都合上吾々の知り得るところでないから、一應、營業保險料率をもつて保險料率を代表せしめて、説明をすゝめることにする。

いま、Cを支拂保險金額、Sを保險契約高、Pを保險料、 C_r を損害率、 P_r を保險料率とすれば

$$C_r = \frac{C}{S}, \quad P_r = \frac{P}{S}$$

である。而して、損害率の保險料率に對する比を求むれば、

7) 赤澤猪吉氏、火災の損害率に就て (損害保險事業研究所發行)、P. 6.

第三表 保險收支比率表
(支拂保險金に對する收入保險料の比率)

(百分比)

年次	損害保險全般		火災保險		海上保險	
	元受保險	再保險	元受保險	再保險	元受保險	再保險
大正 9	45.80	69.88	26.54	43.12	66.24	82.56
10	51.40	76.70	34.89	67.37	80.83	83.34
11	45.76	77.34	36.38	61.06	68.51	96.08
13	52.51	86.30	36.03	68.87	80.11	109.36
14	46.23	91.97	41.00	66.19	64.97	132.89
昭和 1	42.47	78.12	37.50	73.22	61.85	85.85
2	46.83	85.68	40.01	70.08	71.79	110.12
3	41.99	74.14	34.03	63.20	68.03	89.93
4	46.11	77.75	39.04	72.79	68.89	84.73
5	45.12	73.10	36.71	63.22	72.12	86.67
6	46.48	78.56	39.21	77.46	72.47	80.20
7	45.10	76.67	38.23	74.95	67.93	79.18
8	43.26	63.83	36.89	60.56	63.02	68.66
平均	46.08	77.70	36.65	66.32	69.75	91.51
割合	100.00	168.60	100.00	180.94	100.00	131.19

再保險料率に關する一研究

第四十二卷 一〇八六 第六號 一二四

$$\frac{C_r}{P} = \frac{S}{P} \cdot \frac{C}{S}$$

$$\frac{C_r}{P} = \frac{C}{P}$$

となる。即ち、損害率の保險料率に對する比は簡單に支拂保險金に對する收入保險料の比⁸⁾によつて表はされる。そこで、このC/Pを最近十三ヶ年に於ける損害保險全般・火災保險・海上保險について求めれば上表の如くとなる。

さて、第三表に於ける比率は、既に説明したる如く、損害率に對する營業保險料率の比であるが、具體的には、保險者が或る年度に於て收入したる營業保險料の如何なる割合額を損害に對する填補額として支出してゐるかを示すものである。従つて、この保險收支比率の大なるほど、保險者は保險料の割合に保險金として

8) ドイツに於ては、一般にこの比率を損害率 (Schadensatz) と呼んでゐる。例へば、Ehrenzweig, A., Assekuranz Jahrbuch, Bd. 53. S. 344.; Herrmannsdorfer, J., Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927. S. 378-386.

より多くを支拂つてゐるわけであり、そのことは、この關係だけからいへば、保險者にとつて有利でない。ところで、第三表によつてこの比率を見るに、再保險は元受保險に比して各年とも例外なく著しく大であつて、十三ヶ年平均に於て、元受保險を基準とすれば、損害保險全般にては一六八・六〇%、火災保險にては一八〇・九四%、海上保險にては一三一・一九%を示してゐる。即ち、再保險は元受保險に比して營業保險料のうち保險金として支拂ふ割合が非常に大きいわけである。

三、再保險に於ける營業費

こゝで、以上考察したるところを一應まとめて見ると、

「再保險は元受保險に比して損害率が著しく高いにも拘らず、保險料率に於ては兩者は殆んど同等であるかまたは再保險料率の方がより低い。従つて、保險料收入のうち損害填補のために支出する割合即ち保險收支比率に於ては再保險は元受保險よりも著しく大である。」

といふことになる。併し、吾々はこの場合これまでの考察にすべて營業保險料を用ひてゐることに注意を向けなければならぬ。即ち、保險料が營業保險料である限り、營業保險料のうちの附加保險料に該當する部分は元受保險と再保險とに於てそれぞれ各々の損害率とは殆んど無關係に定まる各々異りたる大きさであるから、これまで考察したる如き保險料率並びに保險收支比率に

ついでに元受保險對再保險の比較では充分はつきりした結論を導き出し難いといふことである。

しからば、これを如何にすべきかといへば、最も正確には純保險料によるべきである。けれども、これは既に述べたるやうに、全く不可能である。次には、元受保險・再保險に於ける各々の營業費——即ち附加保險料に大體該當すべきもの——を捉へ、これを營業保險料より差引いて純保險料に相當する額を算出するか、または、營業費と營業保險料との割合を計算して營業保險料率を修正するか、といふ方法が考へられる。併し、そのいづれも我が國の保險市場については具體的數字が全く存在しない。統計に現はれたる營業費はたゞ元受保險業務にも再保險業務にもともに要したる全體の營業費だけである。

註、ドイツに於ては獨立専門の再保險會社が多數に存在するをもつて、元受保險業務のみに要したる營業費、再保險業務のみに要したる營業費について知ることが出来るであらうが、我が國の如く、本來元受保險業務をなすところの保險會社が再保險を行ひ、専門の再保險會社としては殆んど存在しないところでは、純粹に元受保險業務または再保險業務に要したる營業費について知ることは全く不可能である。なほ、ドイツに於ても、營業費を元受保險業務に於けるそれと再保險業務に於けるそれとに嚴密にわかつことは殆んど不可能である。従つて、ドイツ保險年鑑等の統計によるも甚だ概略的にしか知り得ない。何故かといへば、専門の再保險會社とはいふものの、純粹に再保險のみを業とする保險會社は一つも存在しない。これらは再保險業務を主たる業務とするにとゞまつて、元受保險業務も行つてゐるが故である。

かくの如き事由によつて、元受保險・再保險の各々に於ける純保險料またはそれに相當すべきものゝ額については數字的に正確には全くこれを知り得ないのであるが、併し、理論的には、營業費(または附加保險料)が營業保險料のうちに占むる割合は、再保險に於ては元受保險に於けるより

9) これは、Herrmannsdorfer, F. a. a. O., S. 370, 371; Ehrenzweig, A., a. a. O., S. 3, 5. にドイツの統計が掲げられてゐる。

10) 商工省「保險年鑑」に於ける「損害保險會社保險種類別損益計算書」支出の部。

も著しく小であるといひ得る。即ち、さきに述べたるやうに、元受保険に於ける營業保險料のうちには、元受保險業務に固有なる費用として管理費・募集費・集金費、損害清算費等が含まれてゐるのであるけれども、再保険に於ける營業保險料——即ち、名目的再保險料より再保險手数料を控除したる差額——のうちにはかやうな項目の營業費が包含されてゐない。そのほか、再保険に於ては正式の保險證券すら發行するを要しない。たゞ極めて簡單に再保險通知書とこれに對して再保險引受書とが交換されるだけである。それも繼續的義務的再保險の場合には手数は更に一層省略せられ極めて多數の再保險の授受に對してもたゞ一度一枚の繼續的再保險協約書が發行されるだけである。従つて、再保險業務に従事する事務員の數は元受保險のそれに比べて——兩者が取扱ふ保險金額・保險料・損害填補金等の額に於てそれほど大差のなきに拘らず——遙に少數である。要するに、再保険に於ては元受保險に比して、營業保險料のうち附加保險料に該當すべき營業費の占むる割合が甚だ僅かであるといひ得る。

さて、このやうに考へて見ると、これまでの統計上の考察に於ては再保險は元受保險に比べて收支の上から保險者にとつて甚だ好ましからざるものとなつてゐたけれども、いまや、事情は可成り異つて來ざるを得ない。即ち、再保險は元受保險に比べて、損害率に於ては甚だ高いのであるけれども、その純保險料率も亦損害率に幾分應じて可成り高くなつてゐると推定され得るわけである。従つて、再保險は、損害率と純保險料率との比率に於ても、元受保險に比べて、保險者

にとつて、それほど好ましがらざるものではなからうといふことが考へ得られる。

私は、ここで、Albrecht Patzig の次の言葉を引用したい。¹¹⁾

「統計的研究は、財産保険に於ては、再保険者にバッド・リスクを譲渡するといふ再保険方法が再保険者にとつて好ましがらざるものであること、即ち、再保険者が元受保険者よりもより大なる損害負擔率を有するものなることを實證してゐる。併し、この事實だけを見て、直ちに、再保険は再保険者をアウスポイテンするものと斷定してはならない。如何に損害負擔率が高くあらうとも、それに相當する高率の保険料の収入さへあれば、再保険者は少しも歎息するには及ばないのである。この場合、比較的より高い保険料の収入が直接的に得らるゝか間接的に得らるゝかといふことは、全く問題ではない。直接的にはどうかといへば、さきに述べたるやうに、再保険料は元受保険料よりもより高率ではない。むしろ、反對により低率でさへあつた。併し乍ら、再保険者の營業費は元受保険者のそれよりも著くまたは少くとも低率である。だから、再保険者は元受保険者に比べてより大なるリスクを負擔して居り乍らその業態を元受保険者よりもより悪くはしないし寧ろより良きさへしてゐるのである。」もしさうでないとするならば、再保険が少くとも正常な時に於てこれまでの如くかやうに好都合に發展し得たことは到底理解され得ない。」私がこのパチツヒと意見を全く同じうすることは、これまでの私の考察より明白であつて、こゝに繰返して説明するを要しない。

11) Albrecht Patzig, Versicherungsbetriebslehre, 1925., S. 251, 252.

たゞ、こゝで注意すべきは、元受保険者にとつての再保険の本來の任務は危険を平均せしむることによつて損失を出來る限り少くするといふことに存在するのであつてそれによつて積極的に利益を擧げることにはないといふことである。而して、これは、我が保險市場の如く獨立専門の再保險會社が殆んど存在せず再保險の授受の大部分は固有の元受保險會社の間に交換的に行はれてゐる場合に特にいひ得るところである。換言すれば一般的に、我が國では、再保險は元受保險者のための再保險であつて再保險者のための再保險ではない。従つて、然る限り、再保險の收支比率は或る程度まで問題とならない。私としても、我が保險市場のかゝる特質を全く無視してゐるわけではない。併し、このやうな我が保險市場に於ても、再保險がこれを引受くる保險者にとつて如何なる收益率をもつかといふことは元受保險者としても經營上當然考ふべきことであつて、再保險が元受保險者にとつての如何なる固有任務をもつかといふことは一應異りたる問題である。それゆゑ、私は、この稿の最初から、「再保險は元受保險に比べて損害率が高い。然らばその保險料率は如何。その收支比率は如何」といふことを當面の問題としてゐるのである。即ち、再保險が再保險者にとつて如何なる程度の收益率をもつかを明かにするに努めたのである。この意味に於て、このやうな研究の完成は單に再保險の本質を解明するために必要なばかりでなく、我が保險事業の經營についても重要な示唆を與へ得るものである。

四、結 論

私は、以上の考察によつて、再保險の營業保險料率は、元受保險の營業保險料率を基準とすれば、その損害率の高きに比べて概して可成り低くすぎ、従つて、再保險は、再保險者にとつては、元受保險が元受保險者に於けるに比較すると収益性の甚だ乏しいものゝ如くであるが、元受保險に於けると異つて諸種の營業費が極めて僅少であるために、これを考慮に入れてその純保險料率に相當するものを推定して見るときには、再保險は元受保險に比してこれを引受くる保險者にとつて収益性の著しく乏しいものではなからう、こゝで調査したる營業保險料率と損害率との比較による收支比率よりは可成りに収益率の大なるものであらう、と言ひ得たのである。これによつて、再保險は、これを讓渡する元受保險者にとつてはリスクの分擔または平均の方法としての意義をもつが、また、これを引受ける再保險者としてもこれによつて可成りの利益を收め得るのであらうといふことが出来る。而して、私のこの結論は、元受保險並びに再保險業務に於ける營業費についてこれを數量的に知り得ないために、こゝでは單なる推測に終つてゐる。これは、この研究としては甚だ遺憾であるけれども、統計資料の關係上並びに我が國の保險市場の如き状態では止むを得ざることゝしなければならぬ。(一九三六・三・二八)